

## 太田市老人福祉施設等スプリンクラー等整備事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市内の老人福祉施設等における消防用設備の強化を図り、利用者の安全安心を確保するため、予算の範囲内で太田市老人福祉施設等スプリンクラー整備事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象施設)

第2条 補助金の交付の対象となる施設（以下「補助対象施設」という。）は、次の各号のいずれかに該当する市内の既存の老人福祉施設等であって、平成18年5月29日老発第0529001号厚生労働省老健局長通知の別紙「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱」に基づき作成した先進的事業整備計画によって市長が選定し、国から採択の内示を受けたものとする。

- (1) 特別養護老人ホーム
- (2) 介護老人保健施設
- (3) 養護老人ホーム
- (4) 軽費老人ホーム
- (5) 老人短期入所施設（併設を含む。）
- (6) 小規模多機能型居宅介護事業所（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第34号）第4条第4号に規定する小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護の事業を行う拠点をいう。）
- (7) 認知症対応型共同生活介護施設（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則第4条第5号に規定する認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う住居をいう。）
- (8) 有料老人ホーム

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象施設に次のいずれかの消防用設備を設置する事業とする。

- (1) スプリンクラー設備
- (2) 前号のスプリンクラー設備と併せて設置する消火ポンプユニット等
- (3) 自動火災報知設備

(4) 消防機関へ通報する火災報知設備

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に係る工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度額とする。）とする。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、補助対象事業に係る工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる費用については、補助金の交付の対象としない。

- (1) 補助金の認定申請時において、既に行われている事業に要する費用
- (2) 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に要する費用
- (3) 前2号に掲げるもののほか、補助対象事業に要する費用として適当と認められないもの

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める消防用設備の設置に係る補助金の交付基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額の合計額とを比較して少ない方の額（その額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。ただし、国からこれと異なる額で交付予定額が内示された場合は、国の内示額を補助金の額とする。

- (1) 延床面積1,000平方メートル未満の補助対象施設にスプリンクラー設備を設置する場合 1平方メートルあたり9,260円（これと併せて消火ポンプユニット等を設置する場合は、232万円を加算する。）
- (2) 延床面積300平方メートル未満の補助対象施設に自動火災報知設備を設置する場合 103万円
- (3) 延床面積500平方メートル未満の補助対象施設に消防機関へ通報する火災報知設備を設置する場合 31万円

2 補助対象施設が他の補助対象施設又は補助対象外施設等と併設されている場合における前条各号の延床面積は、当該補助対象施設の専有部分の面積と当該補助対象施設に係る共有部分の面積を合計した面積とする。

3 前項の当該補助対象施設に係る共有部分の面積は、共有部分(補助対象外部分を除く。)の面積をそれぞれの施設等の専有部分の面積比により按分した面積とする。

(交付の条件)

第6条 規則第6条第3項に規定する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助対象事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- (2) 市長の承認を受けて前号に規定する財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市長の定めるところにより、市に納付させることがある。
- (3) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (4) 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を作成し、当該事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。ただし、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (5) 補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税等仕入控除税額報告書(様式第1号)を速やかに市長に提出しなければならない。ただし、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社、支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合には、本部、本社、本所等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行わなければ

ならない。この場合において、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。

- (6) 補助事業者は、補助対象事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第113条第2項に規定する共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (7) 補助対象事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市長が定める契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (8) 補助対象事業を行うために必要な工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (9) 補助金の交付と対象経費を重複して、法令又は他の要綱に基づく補助を受けてはならない。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第5条に定める補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 交付申請額内訳書（様式第4号）
- (4) 工事に係る設計図
- (5) 設置予定の消防用設備に関する資料
- (6) 設置箇所を明示した平面図及び写真等
- (7) 見積書又は工事設計書
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（変更の申請）

第8条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた後に補助対象事業の内容を変更し、又は中止しようとする場合は、規則第9条に定める補助金等交付決定変更申請書のほか、変更内容に応じて、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 交付申請額内訳書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(事業遂行等の指示)

第9条 市長は、補助事業者が提出する報告等により、事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って事業を遂行すべきことを指示することができる。

2 市長は、補助事業者がその指示に違反したときは、その者に対し、事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

(事情変更による交付の決定の取消し等)

第10条 市長は、補助金の交付の決定をした場合においても、その後の事情の変更により補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(交付の決定の取消し)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても、同様とする。

- (1) 不正な手段によって補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令、条例、規則若しくはこれに基づく処分に違反したとき。
- (4) 当該補助対象事業を予定の期間内に完了しなかったとき、又は完了することが不可能若しくは著しく困難であると市長が認めたとき。

(是正のための措置)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消す場合においては、補助事業者に対し、補助金の交付の決定を取り消すことができる旨を告げ、その是正を求めるものとする。

(理由の提示)

第13条 市長は、補助金の交付の決定の取消し、補助対象事業の遂行の指示若しくは一時停止の命令又は補助対象事業の是正のための措置の指示をするときは、補助対象者に対してその理由を示さなければならない。

(実績の報告)

第14条 規則第10条の市長が指定する書類その他参考となるべき資料とは、次に掲げる書類又は資料をいうものとする。

- (1) 事業完了報告書(様式第5号)

- (2) 収支決算書（様式第6号）
- (3) 精算額算出内訳書（様式第7号）
- (4) 補助対象事業を行うために締結した契約に係る契約書の写し
- (5) 設置箇所を明示した平面図及び写真等
- (6) 設置工事の代金の支払に係る領収書の写しその他これに準ずるもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
（その他）

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成23年6月20日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日の前日までに決定した太田市老人福祉施設等スプリンクラー整備事業費補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。